

## 令和6年第10回教育委員会会議事録

### 1 開催日時

令和6年8月26日(月) 午後3時00分～午後4時50分

### 2 開催場所

教育委員会会議室

### 3 出席者

	教育長	笹原 敏文
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	岩谷 一彦
	委員	東 みどり
	委員	國安 環
事務局	教育部長	白坂 博司
	学校教育課長	酒井 貴範
	生涯学習課長	石田 晋一
	給食センター所長	守屋 敦史
	図書館長	岩岡 夢貴
	総務係長	小野 敦
	学校教育係長	甲谷 英司
	学校教育推進員	佐藤 充弘
	学校教育推進員	喜多 敦
	学校教育推進員	橋本 靖宏

### 4 議 事

- 議案第44号 幕別町教育委員会事務局職員の任免について
- 議案第45号 令和6年度幕別町一般会計補正予算の要求について
- 議案第46号 第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について
- 議案第47号 令和7年度に使用する小学校用教科用図書の採択について
- 議案第48号 令和7年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
- 議案第49号 令和7年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について
- 議案第50号 令和5年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について
- 議案第51号 学校における働き方改革幕別町アクション・プラン(第3期)の策定について
- 議案第52号 令和6年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について
- 議案第53号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

### 5 議事概要 次のとおり

**笹原教育長** ただ今から第10回教育委員会会議を開会します。

本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

日程第1、会期の決定について、お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 会期は、本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名について、であります。本日の会議録署名委員に、1番岩谷委員、3番國安委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第9回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、第9回教育委員会会議録を承認します。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

**教育部長(白坂 博司)** 本日の事務報告はございません。

**笹原教育長** 事務報告がないようですので、次に議件に入ります。

日程第5、議案第44号、「幕別町教育委員会事務局職員の任免について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第2号、「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他人事に係る事項」のため、また、日程第6、議案第45号、「令和6年度幕別町一般会計補正予算の要求について」と、日程第7、議案第46号、「第6期幕別町総合計画3か年実施計画の提出について」は、同会議規則第15条、第1項、第4号、「教育事務に関する議会の議案について町長への意見の申出に関する事項」のため、「秘密会」といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、「秘密会」といたします。

**笹原教育長** 秘密会を解きます。

**笹原教育長** 次に、日程第8、議案第47号、「令和7年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」説明を求めます。

**学校教育課長(酒井 貴範)** 議案第47号、「令和7年度に使用する小学校用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧ください。

小・中学校用教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」と「同法施行令」の規定により、原則として4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書について、使用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならないものとされております。現在、小学校において使用する教科用図書につきましては、令和6年度から使用しており、来年が2年目となります。令和7年度に使用する小学校用教科用図書につきましては、令和5年8月8日に、第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしました、令和6年度から使用している教科用図書を、引き続き採択しようとするものであり、その種目ごとの教科用図書の発行者名は、議案に記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

**笹原教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**笹原教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第47号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、議案第47号は、原案のとおり可決しました。

次に、日程第9、議案第48号、「令和7年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」説明を求めます。

**学校教育課長(酒井 貴範)** 議案第48号、「令和7年度に使用する中学校用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。議案書は9ページになります。

中学校において使用する教科用図書は、小学校と同様に、法令の規定により、原則として4年間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書について、使用する年度の前年度の8月31日までに採択しなければならないものとされております。現在、中学校において使用する教科

用図書につきましては、令和3年度から使用しており、本年が4年目でありますことから、新たに、令和7年度から使用する中学校用教科用図書については、管内18町村で構成する、「第12地区教科書採択教育委員会協議会」において、本年4月から採択について協議が行われ、8月7日開催の第6回協議会で、各種目の1者が決定されたところであります。

以上のことから、「令和7年度に使用する中学校用教科用図書」につきましては、協議会で決定いたしました教科用図書を採択しようとするものであり、その種目ごとの教科用図書の発行者名は、議案に記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

**笹原教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**笹原教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第48号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、議案第48号は、原案のとおり可決しました。

次に、日程第10、議案第49号、「令和7年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」説明を求めます。

**学校教育課長(酒井 貴範)** 議案第49号、「令和7年度使用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。議案書の10ページをご覧ください。

小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書につきましては、学校教育法附則第9条におきまして、文科省の検定済教科書又は文科省が著作の名義を有する教科書以外の教育用図書、いわゆる一般図書を使用することができると規定されております。

議案第48号と同様、令和6年8月7日開催の第12地区教科書採択教育委員会協議会で決定いたしましたとおりですが、議案書中段枠内にありますように、「学校教育法附則第9条に規定する小学校及び中学校の特別支援学級において使用することができる教科用図書については、『令和7年度使用 小・中学部を置く特別支援学校及び小・中学校特別支援学級教科用図書(一般図書)採択参考資料<令和6年6月 北海道教育委員会 作成>』の全ての図書を採択する。」というものであり、児童生徒個々の障害に応じて教科用図書を使用できるよう、幅広く採択をするものであります。

なお、この協議会の決定に基づき、幕別町教育委員会は、他の教科書と一緒に採択し、各学校において、実際の児童生徒の障がいの程度や実態に応じ、その中から選定することで、とり進めていくものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

**笹原教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

**笹原教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第49号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、議案第49号は、原案のとおり可決しました。

次に、日程第11、議案第50号、「令和5年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について」説明を求めます。

**教育部長(白坂 博司)** 議案書の11ページをご覧ください。

議案第50号、「令和5年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書について」ご説明申し上げます。

令和5年度幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価につきまして、別紙のとおり、報告書を作成しましたので、幕別町教育委員会の権限

に属する事務の管理及び執行の状況の点検、評価及び公表に関する規則第2条第2項の規定に基づき、幕別町議会に報告書として提出するとともに、教育委員会事務局等において閲覧に供するとするものであります。

それでは、お手元に配付しています議案第50号別紙の報告書をご覧ください。表紙をめくりまして、裏面に「はじめに」と記載していますが、平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員会は、事務の管理・執行状況について、毎年、点検・評価を実施することが義務付けられたところであり、下段の囲み枠になりますが、改正法の第26条第1項において、この報告書を議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されておりますことから、毎年、9月の町議会定例会に本報告書を提出するとともに、役場庁舎等において、公表をしているところであります。

それでは、13ページをお開きください。これ以降は、事務事業ごとに評価をした事務事業評価シートを掲載しております。様式は昨年度と同様でありまして、一番上の囲みに、款・項・目の予算区分、事務事業名、総合計画の位置付けなどを記載しています。次に、その下の枠、「事業概要」の項目では、事業目的や事業内容、そして令和5年度の取組内容を記載しています。次に、その下の「実施結果」の項目は、評価指標にあたるもので、一番左の欄に記載のとおり、1段目の活動指標の部分については、先ほどの事業概要のうち「今年度の取組内容」について、具体的にどのような活動をしたかを、目標と実績、そして達成率を3カ年分数値化し記載しております。二段目の成果指標については、上の活動指標にあたる活動により、事業目的の達成に対してどのような成果があったか、同じく目標と実績、そして達成率を3カ年分記載しております。そして、一番下段の枠には、過去3年間の事業費と財源内訳などを記載しています。

次のページをお開きください。「評価」の項目になりますが、左の欄に記載のとおり妥当性、有効性、効率性の3つの観点で、それぞれ0から5点までの範囲で評価点数をつけるとともに、それぞれ白抜きの枠内に「評価の理由」を記載しています。次に、中段の枠には、「現状と課題」を記載するとともに、その右側に前年度の評価結果を表記しております。次に、一番下段の「改善」の項目になりますが、さきほどの評価の合計点数によって、方向性区分の欄に最終評価として、Aの「現状どおり継続」から、Eの「事業全体を休・廃止」まで、区分に応じて評価が記載され、その右の欄に、実施結果や評価を踏まえた今後の対応策についてを記載しております。

それでは、各事務事業評価シートについて、主に新規事業と評価が変更になった事業を中心に各担当課長より説明いたします。

**学校教育課長（酒井 貴範）** それでは、学校教育課に係る事業についてご説明申し上げます。

資料の「幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」の15ページをお開きください。「会計年度任用職員給料等支払事務事業（教育）」になります。

こちらにつきましては、評価が変わった事業でありますので簡単に説明させていただきます。事業としましては、会計年度任用職員であります事務補助員、学校教育推進員、子どもカウンセラー、スクールカウンセラーに対する給与支払い事務に関する事業であり、毎月の出勤簿チェック、給与や賞与の支払い事務などが主なものであります。

16ページをご覧ください。こちらの事業につきましては、評価の左側に記載の「有効性」欄にあります、評価の理由に記載しておりますが、「活動指標を設定することが困難であることから評価対象としていない」としており、有効性の活動指標について評価を見直したことから、一番下段の評価になりますが、評価が令和4年度の「A」から「B」になっております。今後も引き続き、業務の整理など見直しを含めて検討を続けるとともに、円滑な事業執行に努めるものであります。

続きまして、23ページをお開きください。「魅力ある高校づくり支援事業」になります。

こちらでも評価が変わった事業になります。事業としましては、町内にあります清陵高等学校、中札内高等養護学校幕別分校の高等学校2校の教育環境維持のため、町内高等学校を存続させることを目的に、生徒数を維持し、各校の特色ある活動に対して補助しているものであります。

24ページをご覧ください。こちらの事業につきましては、「有効性」の評価の理由に記載しておりますが、「清陵高等学校、中札内高等養護学校幕別分校の入学人数は毎年、定員を下回っているため、事業の成果に繋がっておらず有効性を高める取り組みが必要である」としており、入学人数は令和4年度よりも増えているものの、有効性の事業の成果について評価を見直したことから、一番下段の評価になりますが、評価が令和4年度の「A」から「B」になっております。今後も入学人数確保に向け、両校の魅力を高めるために必要な支援を継続するものであります。

続きまして、43ページ「学校健康診断事業（小学校）」、51ページ「学校健康診断事業（中学校）」をお開きください。こちらでも評価が変わった事業になります。

こちらの事業としましては、児童生徒及び教職員の健康の保持増進を目的に健康診断を実施しているものであります。

44ページ、52ページをご覧ください。学校健康診断の一部を委託しており、「効率性」の評価を見直したことから、一番下段の評価になりますが、評価が令和4年度の「B」から「A」になっております。

続きまして、45ページ「小学校教育活動推進事業」、53ページ「中学校教育活動推進事業」をお開きください。こちらでも評価が変わった事業になります。

こちらの事業としましては、児童生徒の学校教育に必要な資源を整備し、円滑な義務教育の推進を図ることを目的に、整備を行うものであります。

46ページ、54ページをご覧ください。こちらの事業につきましては、「妥当性」の評価の理由に記載しておりますが、「教育活動に必要な環境や備品を整えるものであるため、事業の妥当性がある」としており、評価を見直したことから、一番下段の評価になりますが、評価が令和4年度の「B」から「A」になっております。

続きまして、61ページ「幼稚園教育活動推進事業」をお開きください。こちらでも評価が変わった事業になります。

こちらの事業としましては、幼稚園の教育活動に必要な資源の整備を行い、効果的な教育につなげることを目的に、教育活動に必要な備品や環境の整備を行うものであります。令和6年3月末をもってわかば幼稚園を閉園したことから、「妥当性」、「有効性」、「効率性」の評価を見直し、一番下段の評価になりますが、評価が令和4年度の「A」から「B」になっております。なお、学校教育課所管の事業で、「新規事業」はありませんので、説明は以上になります。

**生涯学習課長（石田 晋一）** それでは、生涯学習課に係る事業についてご説明申し上げます。

資料の69ページをお開きください。「中学生・高校生海外研修事業」になりますが、こちらは「評価が変更になった事業」になります。事業内容は、町内の中学2年生16人、幕別清陵高等学校1年生3人をオーストラリアへ派遣するものでありますが、実施結果は中学生16名、高校生は途中1名申し込みを辞退しましたので2名を派遣し、事業費については、964万4,353円であります。

70ページをお開きください。一番下段の評価になりますが、昨年度「B」でありましたが、今年度「A」として、「現状どおり継続」の方向性としたものであります。変更の理由といたしまして、4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため派遣できせんでしたが、本年度については、生徒を派遣し交流事業を実施し、評価の有効性にある単年度の目標を達成したことから、「A」としたものであります。

次に、71ページをご覧ください。「しらかば大学開催事業」になりますが、こちらは「評価が変更になった事業」になります。事業内容は、月に1回の専門科目と教養科目のほか、管外研修や体育祭、大学祭などを行うものであります。実施結果、目標指標の下段「成果指標」の1「しらかば大学院進級生徒数」であります。新型コロナウイルス感染症の影響により、退学者が増加傾向にありましたが、本年度は、目標の20人を超える21人となり、事業費は61万9,342円でした。

72ページをお開きください。一番下段の評価になりますが、昨年度「C」でありましたが、今年度「B」として、「事務的な改善が必要」の方向性としたものであります。変更の理由といたしまして、評価の有効性にあります「活動結果に対して、事業の成果は順調に上がっている」ことから、「B」としたものであります。

次に、109ページをご覧ください。「スポーツ推進事業」になりますが、こちらは「評価が変更になった事業」になります。事業内容は、スポーツイベントとしてウォークラリーやリフレッシュ教室、初心者教室として水泳・スケート・スキー教室、各種スポーツ大会として、パークゴルフ3大会を開催するものであります。実施結果は、成果指標にあります1、スポーツ推進委員会主催のスポーツイベント参加者25人、2、初心者教室参加者134名、3、パークゴルフ家族大会参加者34名と目標値を下回っております。事業費は57万9,450円でありました。

110ページをお開きください。一番下段の評価になりますが、昨年度「A」でありましたが、今年度「B」として、「事務的な改善が必要」の方向性としたものであります。変更の理由といたしましては、評価の有効性の3段目、活動指標の単年度の目標であります参加人数が達成できなかったことから、評価「B」とし、今後の対応策として、「幅広い年齢の方がスポーツを楽しみ健康増進を図れるよう、各種教室を開催するが、成人を対象とした教室の参加者が増加するよう魅力のある企画を検討する。」としたものであります。以上で、生涯学習課の説明を終わります。

**図書館長（岩岡 夢貴）** 図書館に関する事務事業評価について、4事業のうち主な2事業について、ご説明申し上げます。

89ページをご覧ください。「図書館を核とした地域づくり事業」であります。事業目的は、町民及び利用者に対して、講座及び行事等の開催やボランティア活動等への参加の呼びかけや周知により住民参画を図るものであります。事業内容につきましては、住民参画による事業を実施し、図書館運営に関する諮問への回答及び意見を述べる場として、図書館協議会会議の開催が主なものであります。実施結果といたしましては、講座・ボランティア活動等の実施が205回、図書館協議会の開催3回となっており、決算額54万8,120円であります。

90ページをご覧ください。一番下段の評価になりますが、昨年度同様「A」の、「現状どおり継続」の方向性としております。今後の対応策は、令和5年度で図書館から発信するストレス測定に代わる事業として、本を活用した健康に関する講座を実施するというものであります。今年度は、8月18日本館において【消しゴムハンコ講座】を開催、定員15名に対し13名の参加がありました。今後は、札内及び忠類分館においても独自の事業を開催する計画であります。

93ページをご覧ください。「マイファーストブックサポート事業」であります。事業目的は、7・8ヶ月健診時に保護者や子育て世代の地域住民に対して、子育てや健康に関する情報提供や、図書を提供することで図書館から子育て支援を展開するというものであります。事業内容につきましては、7・8ヶ月健診時に絵本と絵本バックをプレゼント、絵本と子育て関連図書をセットにした「おひぎでブック」の紹介・貸出など、読書活動の推進及び子育てをはじめさまざまな分野と連携した事業を展開するというものであります。実施結果といたしましては、マイファーストブックサポートでの絵本プレゼントが134人。令和5年度より

発達支援センターにおける季節に合わせた図書展示及び施設外への貸出事業を実施し、28人利用しております。事業費は、22万9,434円となっております。

94ページをご覧ください。一番下段の評価になりますが、昨年度同様「A」の、「現状どおり継続」の方向性としております。今後の対応策は、今年度開設の発達支援センター忠類分室における季節等にあわせた図書展示及び施設外への貸出に取り組むこととしております。今年度、発達支援センターと協議を行い、忠類分室においては6月から本庁と同様に、図書展示及び施設外への貸出に取り組みを行っております。以上で説明を終わります。

**学校給食センター所長（守屋 敦史）** 学校給食センターに係る事業について、説明させていただきます。学校給食センターが所管する事業は、37ページの学校給食センター給食提供事業と39ページの学校給食センター維持管理事業の2つとなります。

はじめに37ページの「学校給食センター給食提供事業」につきましては、児童生徒の心身の健全な育成と食育の推進を図るため、今年度においても取組内容にありますとおり、給食だよりの発行や地場産食材の活用、また、地場産品をメインとしたメニューのまくべつの恵み給食の実施やリクエスト給食の実施などに引き続き取り組んでまいります。評価については、昨年度と同様も「A」評価としており、引き続き安心・安全な学校給食の提供に努めてまいりたいと思います。

次に39ページの「学校給食センター維持管理事業」につきましては、施設管理や衛生管理の徹底を図り、安定した給食提供を行うため、今年度も適切な施設の保守管理など、円滑な管理運営を維持するため計画的に努めてまいりたいと考えております。評価については、こちらも昨年度と同様「A」評価と変更はありません。給食センターからは以上となります。

**教育部長（白坂 博司）** ただいま説明のありました事務事業評価シートのほかに、報告書には、昨年同様に資料等を添付しており、121ページから152ページまでは資料等を、153ページから159ページまでは関連する規定等を添付しております。

最後になりますが、本日追加で配布しました160ページをご覧ください。

本報告書をまとめるにあたり、点検及び評価の客観性を確保する観点から、これまで同様、学識経験者として、町長部局の部長職5名をはじめ、東十勝退職校長会会長、北海道幕別清陵高等学校校長、町PTA連合会会長、社会教育委員長、計9名の皆さんに書面による意見の提出をお願いしており、こちらに記載のとおり、4件の意見をいただいております。

1番と2番は評価についての意見であり、1番は「評価シート「実施結果」中の「活動指標」及び「成果指標」を設定していない事務事業について、有効性の評価を「いいえ：0点」としているため、評価が低く判定されているが、「はい：1点」として良いのではないか。」という意見であります。

意見に対する町教委の考え方としては、「次年度に向けて改善してまいります。」としております。

2番は「活動指標の目標の設定は、前年度に提出した「点検・評価報告書」の見込みの数値を記載してあると思うが、これにとらわれることなく変更しても良いのではないか。」という意見であります。

意見に対する町教委の考え方としては、1番と同様、「次年度に向けて改善してまいります。」としております。

3番と4番はその他についての意見であり、3番は「「学識経験を有する者等の知見の活用」として、町長部局の部長職から意見を聴取しているが、厳密には外部の知見の活用とは言えないのではないか。」という意見であります。

意見に対する町教委の考え方としては、「教育委員会の事務事業と関連した町長部局の他の事務事業を所管する部長職に「学識経験を有する者等」として意見を聴取しており、妥当と考えます。また、教育に係る外部の関係機関の長等にも学識経験を有する者として意見を聴取しております。」としております。

4番は「外部の知見の活用について、現状ではこのままで良いと思うが、町で外部評価を導入する際に、併せて検討してはどうか。」という意見であります。

意見に対する町教委の考え方としては、「町で導入予定の外部評価の実施内容を踏まえて意見聴取の方法等について研究してまいります。」としております。

以上、ご説明申し上げました報告書につきましては、本日ご審議をいただいたのち、9月4日開会の第3回町議会定例会に提出する予定であり、その後、教育委員会事務局、役場庁舎、支所・出張所、図書館等で閲覧できるようにするほか、町のホームページにおいて公表することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**笹原教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**國安委員** 91ページの「図書館蔵書整備事業」と95ページの「図書館維持管理事業」についてですが、子どもが減っている中で、貸出数や利用者数が年々増加していることは素晴らしいと思います。

**岩谷委員** 160ページの「幕別町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の報告書に対する主な意見」の2番目について、評価シートを出す今の時期に、翌年度の見込みの数値を出すと思いますが、既にこの時期は新年度が始まっており、見込みの数値のまま進めていくしかないのではないのでしょうか。

**教育部長（白坂 博司）** 予算査定の中で数字が変わったり、予算が落ちたりした際に多少変わる可能性があります。本来は変えるべきではないと考えます。物理的に変えざるを得ない部分のみ多少の見直しがあり得るということとなっております。

**笹原教育長** 他にございませんか。

**岩谷委員** 37ページの「学校給食センター給食提供事業」についての活動指標の2番目、地場産食材の使用量について、前年度の実績が元になっていると思うが、目標設定が下がっているのでは是非上げて欲しいと思います。

**給食センター所長（守屋 敦史）** 成果指標の2番目、地場産食材の使用割合を40%で設定しており、使用量につきましては児童生徒数の減少に伴い給食提供数も減っているため、提供数が減る分、使用量の減少に反映されているというような物理的な数値の減少となっております。目標としては、食材の使用割合の40%は達成していきたいと思っております。

**岩谷委員** 今後、生徒数が減っていくと使用量も減ると思いますが、目標数値の設定を検討する必要があるのではないかと思います。使用割合の目標数値を上げるといいのではないかと思います。

**給食センター所長（守屋 敦史）** 例えば、地場産食材の使用割合を40%から45%に上げると必然的に使用量も上がってくると思うので、今後、使用割合の目標数値についても上げていく検討をしようと思います。

**笹原教育長** 他にございませんか。

(ありません)

**笹原教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第50号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、議案第50号は、原案のとおり可決しました。

次に、日程第12、議案第51号、「学校における働き方改革幕別町アクション・プラン（第3期）の策定について」説明を求めます。

**学校教育課長（酒井 貴範）** 議案第51号、「学校における働き方改革幕別町アクション・プラン（第3期）の策定について」ご説明申し上げます。

議案書の12ページをご覧ください。「学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン」の策定につきましては、今回が第3期目のアクション・プランとなりますが、これまで、

平成30年9月に第1期目のアクション・プランを策定後、令和3年6月には、第2期目のアクション・プランを策定いたしました。そして、今回の第3期アクション・プランは、令和6年度から令和8年度までの3年間を取組期間として策定するものであります。

まず、第3期アクション・プランの概要からご説明いたしますので、「議案第51号 説明資料」をご覧ください。

こちらの説明資料は、第3期アクション・プランの概要版として作成したものであります。

「Ⅰ はじめに」であります。学校における働き方改革は、教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保することで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであります。

次に、「Ⅱ これまでの取組の成果と課題」であります。町教育委員会はこれまで「在校等時間の客観的な計測・記録と公表」、「メンタルヘルス対策の推進等」など6項目を重点的に実施する取組として推進してきたほか、調査業務等の見直し、学校行事の精選・見直し等の取組を進めてまいりました。こうした取組により、教員の時間外在校等時間の状況は改善が見られるものの、依然として長時間勤務の教員が見受けられる状況であります。

表を掲載しておりますが、こちらは、教育職員に係る時間外在校等時間別割合を年度ごとに掲載したものとなりますが、左側の表が小学校の時間外在校等時間別割合で、9割以上の教育職員が45時間以内の時間外在校等時間となっていることが分かります。また、右側の中学校の時間外在校等時間別割合は、45時間以内が8割程度となっておりますが、3年間の取組期間で各種取組を推進してきたことで着実に効果が見られており、表の右側の全職員平均時間にありますとおり、令和4年度には前年比4時間の減、令和5年度には前年比1時間の減となっております。

次に、「Ⅲ 第3期アクション・プランの基本的な方針」であります。4行目にありますとおり、働き方改革の理念を実現するため、アクション・プラン策定以降の教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、これまでの取組の成果や課題を踏まえた新たなアクション・プランを策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していくこととしております。

次に、第3期アクション・プランの目標などありますが、第2期アクション・プランと同様に、教育職員の「時間外在校等時間」を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることを目標として掲げ、令和6年度から令和8年度までの3年間取り組んでいくものであります。

次に、重視する視点として「改革を自分事に」、「自走するチーム」、「地域との協働」の3つを掲げております。

次に、「Ⅳ 第3期アクション・プランの具体的な取組」であります。柱となるActionを、第2期アクション・プランの4本から5本に再構築し、さらに、それぞれの具体的な取組において、6項目の重点的に実施する取組を掲げ、3年間で各種取組を推進してまいりたいと考えております。それぞれの取組につきましては、別冊でお配りした「議案第51号 別紙」でご説明いたします。

最初に、9ページをご覧ください。

「Ⅳ 第3期アクション・プランの具体的な取組」であります。6つの重点的に実施する取組のみ説明いたします。

Action1、校務の効率化と役割分担の推進、「(1)ICTの活用による校務効率化の推進」であります。

1つ目のポツの3行目になりますが、「学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図る」としています。

5つ目のポツになりますが、「学校は、町教委の取組を踏まえるとともに、会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、クラウド上の教材の教員間での共有、学

校と保護者等間の連絡手段をデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進める」としています。

次に、「(2)保護者・地域等との連携協働」であります。

2つ目のポツになりますが、「町教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、積極的な広報及び情報提供を行う」としています。

5つ目のポツになりますが、「学校は、保護者や地域に対し、学校の実情や勤務時間、休憩時間についての情報と併せて、日頃から学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校だよりなどを通じて幅広く情報発信するよう努める」としています。

10ページをご覧ください。

Action 2、部活動指導に関わる負担の軽減、「(1)部活動休養日等の完全実施」であります。

1つ目のポツになりますが、「町教委は、「幕別町部活動の在り方に関する方針」に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施の徹底を図る」としています。

2つ目のポツは、「町教委は、部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間を原則として、必要に応じて勤務時間の適切な割振りを行うことなど、その趣旨の徹底を図る」としています。

11ページをご覧ください。

Action 3、学校運営体制の見直しなどによる改善、「(1)教頭の業務縮減」であります。

1つ目のポツになりますが、「町教委は、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める」としております。

14ページをご覧ください。

Action 4、意識の変容を促す取組、「(1)働き方改革の意識を高める取組の推進」であります。

4つ目のポツになりますが、「町教委は、管理職を含む教員一人ひとりが時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図る」としています。

5つ目のポツになりますが、「校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定する」としています。

16ページをご覧ください。

Action 5、学校サポート体制の充実、「(1)メンタルヘルス対策の推進等」であります。

1つ目のポツになりますが、「町教委は、労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど、所管する学校の職員のメンタルヘルス対策を推進する」としてします。

2つ目のポツは、「町教委は、全ての教職員がストレスチェックに参加するよう、引き続き、周知を図るとともに、高ストレス者として該当し、かつ、教職員本人が希望した場合は、産業医等による面談を実施する」としています。

最後に、19ページの「附則」になりますが、本日の教育委員会会議での決定をもって、同日付けから施行するものであります。なお、このアクション・プランについて、来月30日開催予定の校長会議において、各学校に通知する予定としております。

以上が、第3期アクション・プランの説明となりますが、教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備、児童生徒に対する指導の一層の充実を第2期アクション・プランに引き続きまして目指してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

**笹原教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**國安委員** 9ページの「ICTの活用による校務効率化の推進」についてですが、各学校の校長がリーダーシップをとると記載がありますが、ICTの導入により校長の負担が増えてしまい、教職員の働き方改革と逆行するのではないのでしょうか。

**学校教育課長（酒井 貴範）** 校内にあるICT部会を中心に検討を進めていき、学校間で共有しながら負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

**國安委員** 学校によって校長の負担になる学校があつたりして、偏りがあつたら大変だと思うのですが如何でしょうか。機械の得意、不得意で差が出るのではないのでしょうか。

**教育部長（白坂 博司）** ICT活用を組織的に学校が行っていく上で校長がリーダーシップを図って体制を整えていくということになります。その体制を持って、どんなICTを活用するかは教師も含めて検討していくということになり、ここでのリーダーシップについては組織体制を校長がリーダーシップをもって整えていくというような内容となっております。

**笹原教育長** 他にございませんか。

**小尾委員** ICT活用と関連しますが、学校の宿題を持ち帰り用の端末で出され、学童で光回線が整備されていれば学童でも宿題が出来ますが、定員より児童数が多く学童では対応できないと伺っております。学童で宿題が出来れば、それぞれ家庭に帰ってからは自由にやりたいことができると思いますが、家に帰ってからでないで宿題が出来ないというのが保護者間でも話題に出ているようです。

**学校教育課長（酒井 貴範）** どの学童にもWi-Fi環境は整備されておられませんので、担当課にも情報共有を図ってまいりたいと思います。

**小尾委員** 対象となる生徒については宿題を紙で出すことはできないのでしょうか。

**学校教育課長（酒井 貴範）** 引き続き検討してまいります。

**笹原教育長** 他にございませんか。

(ありません)

**笹原教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第51号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、議案第51号は、原案のとおり可決しました。

次に、日程第13、議案第52号、「令和6年度『全国学力・学習状況調査』の結果公表について」説明を求めます。

**学校教育課長（酒井 貴範）** 議案第52号、「令和6年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表について」ご説明申し上げます。議案書は13ページになります。

本調査につきましては、平成19年度から実施されており、今年度は令和6年4月18日に実施されました。まず、下段の※1をご覧ください。

小学校は6年生、中学校は3年生を対象に行われ、小学校では、国語、算数、中学校では、国語、数学の教科に関する調査と生活習慣や学習環境に関する調査が実施されました。

次に、別紙の、右上に『議案第52号 別紙』とあります『令和6年度「全国学力・学習状況調査」結果』をご覧ください。

まず、調査結果につきまして、本年7月29日に、文部科学省が調査結果を公表しましたことから、その内容を報告するものであります。表の上段は小学校6年生、表の下段は中学校3年生の結果であり、網掛け部分は本町の状況を示しています。

まず、表の上段の小学校6年生につきまして、国語の「平均正答率」が全国、北海道を上回り、算数の「平均正答率」が北海道と同数でありましたが、全国を下回る結果となりました。続いて、表の下段の中学校3年生につきましては、国語の「平均正答率」が全国、北海

道を上回り、数学の「平均正答率」が北海道を上回っていますが、全国を下回る結果となりました。

次に、前回との比較であります。別紙の次のページ、『全国学力・学習状況調査における幕別町の平均正答率との比較』をご覧ください。

まず、小学校6年生の国語は、前回、全国、北海道比較でともに下回っていましたが、今回、全国、北海道比較でともに上回り、算数につきましては、令和3年度から変わらず、全国比較では下回っていますが、北海道比較では上回っています。中学校3年生の国語は、前回と変わらず、全国、北海道比較でともに上回り、数学は、前回、全国、北海道比較でともに上回っていましたが、今回、全国比較で下回る結果となっております。議案書の13ページにお戻りください。

続いて、結果公表のあり方についてであります。本調査の結果公表につきましては、文部科学省において、平成26年度から各市町村教育委員会のそれぞれの判断で、当該調査に関わる実施要領に定める配慮事項を考慮したうえで、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を可能としております。しかしながら、本町の結果公表につきましては、これにとらわれず、教育上の影響等を踏まえ、従来から平均正答率等の数値を用いず、広報紙を利用して、文章表現で小学校及び中学校の成績や傾向の説明により、これまで公表してきたところがあります。さらに、文部科学省においては、調査結果の公表について令和6年度も同様の取扱いとすることとされておりますが、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすという重要な側面はあるものの、調査により測定できるのは、学力の特定の一部分であることや学校の序列化や過度な競争が生じること、また、小規模校では個人が特定されるおそれがあることが懸念されるところであります。これらを踏まえ、本町におきましては、令和6年度「全国学力・学習状況調査」の結果公表も、従来と同様、個々の学校名を明らかにせず、さらに町全体の結果についても、平均正答率等の数値を用いず、文章をもって成績や傾向の説明を行うこととするものであります。

以上が、令和6年度の「全国学力・学習状況調査」の結果と、公表についての説明になります。なお、公表の具体的な手法としましては、『議案第52号別紙』の3ページ目をご覧ください。「広報まくべつ10月号イメージ」であります。10月号の広報紙に掲載する予定でありますことをご承知おきいただきたいと思います。現段階における広報の原稿ではありますが、ご覧のとおり、教科に関する調査結果等については、文書表現になるものであります。

最後に、今回お示しいたしました各学校のデータにつきましては、市町村別の数値、学校別の数値は教育委員会会議及び校長会議等の内部資料としての取扱いになりますので、特段のご留意をいただきますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

**笹原教育長** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

**岩谷委員** 学校間で学力差が出ているので、各学校でしっかり考えてほしいと思います。

**笹原教育長** 各学校でもそれぞれ分析されていて、日々の学習活動の中で弱点を強化する、できた所は更に伸ばすということを、各学校で取組を進めていると聞いております。

**國安委員** 「全国学力・学習状況調査」の学校別の結果は各学校の先生も見るのでしょうか。  
**学校教育課長（酒井 貴範）** はい。

**國安委員** そうであれば、学校間の差が見られるためフォローする必要もあると思います。

**笹原教育長** 他にございませんか。

(ありません)

**笹原教育長** 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第52号について、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、議案第52号は、原案のとおり可決しました。

次に、日程第14、議案第53号、「要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について」は、幕別町教育委員会会議規則第15条、第1項、第1号、「公開することにより個人の権利を侵害するおそれのある事項」のため、「秘密会」といたします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

**笹原教育長** 異議なしと認め、秘密会といたします。

**笹原教育長** 秘密会を解きます。

議案については、以上となりますが、このほか、皆さんからなにかございませんか。

(ありません)

**笹原教育長** 以上をもちまして、本日の日程の全てが終了しましたので、第10回教育委員会会議を閉じます。